

2 療育手帳を受けるには

療育手帳ってなに？ どうすればもらえるの？

知的障がい児（者）が、相談やいろいろなサービス、制度などを受けやすくするための手帳です。
 ども女性相談センター（18歳未満）又は、障がい者相談支援センター（18歳以上）で、知的障がいと判定された方に対して交付されます。

- （交付対象）** 知的障がい児（者）
（必要書類） ① 申請用紙（市の福祉事務所・町村役場にありま）
 ② 本人の写真（1年以内のもの、タテ4cm×ヨコ3cm）
（申込先） 市の福祉事務所・町村役場



ども女性相談センター（18歳未満が対象）

児童に関するあらゆる問題について、専門の職員が相談に応じ、必要な指導を行っています。
 相談は予約制です。まずはお電話ください。

機関名	電話	対象地域
中央ども女性相談センター	088-622-2205	088-622-0534 とくしまし なるとし こまつしまし よしのがわし あわし 徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、 かつらぐん みょうどうぐん みょうざいぐん いたのぐん 勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡
南部ども女性相談センター	0884-22-7130	0884-22-6404 あなんし なかぐん かいふぐん 阿南市、那賀郡、海部郡
西部ども女性相談センター	0883-53-3110	0883-53-9110 みまし みよしし ちやう ひがし ちやう 美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

障がい者相談支援センター（18歳以上が対象）

医師、判定員、福祉司などが、専門的な相談、判定を行っています。判定は予約制になっています。
 まずはお電話ください。

機関名	電話	対象地域
障がい者相談支援センター	088-631-8711	088-631-8722 けんないぜんいき 県内全域

